

けんぽQ & A

Series 5

Q 会社を退職したあとの健康保険はどのようにすればよいのでしょうか？

また、引き続き健康保険組合に加入できる方法があれば教えてください。

A 会社を退職したら、主に2つの方法で健康保険に加入することができます。

1. 国民健康保険組合に加入する。 (市区町村で手続き)
2. 健康保険組合の任意継続被保険者となる。
2年間加入できます。 (健康保険組合で手続き)

1. の場合

退職する会社の総務部・人事部で「被保険者資格喪失証明書」を作成してもらい、その証明書で居住の市区町村で国民健康保険の加入手続きをとる。

2. の場合

(加入条件)

- ・ 退職により健康保険の被保険者資格を失った人であること。
- ・ 資格を失った前日までに継続して会社に**2ヶ月以上在籍**していたこと。
- ・ 資格を失った日より**20日以内**に「任意継続被保険者資格取得届」を健康保険組合に提出すること。

なお船員保険や後期高齢者医療の被保険者の方は、任意継続被保険者にはなれません。

[手続き方法]

1. 「任意継続被保険者資格取得届」と被扶養者（在籍時に被扶養者として認定されていた家族）がいれば、「被扶養者（異動）届」の手配をしておく。
2. 任意継続の2年間の保険料の納入方法を選択する。

(A) 毎月自動的に振り込む方法

取り扱いをしている銀行で、自動的に毎月同額の保険料が引き落とされるように、各銀行の所定の用紙で手続きをする。

(B) 半年前納の方法

半年間をまとめて健康保険組合へ振り込む方法で、初回の1ヶ月分又は2ヶ月分は保険料全額で、残りを割り引いた金額でまとめて振り込む。

(C) 1年前納の方法

1年間をまとめて健康保険組合へ振り込む方法で、初回の1ヶ月分又は2ヶ月分は保険料全額で、残りを割り引いた金額でまとめて振り込む。

(B)・(C)は、6ヶ月・1年となっておりますが、被保険者を喪失した月から、そのまま6ヶ月・1年ではなく、年度単位での期間となります。

初年度4月から翌年3月までを基本とし、4月から9月を前期（半年）・10月から翌年3月までを後期（半年）となります。

例1 被保険者資格喪失日が6月15日で、半年前納を選択した場合

前期半年前納は 6月分（全額）と7月～9月（割り引いた金額3ヶ月分）
後期半年前納は 10月から翌年3月（割り引いた金額6ヶ月分）

例2 被保険者資格喪失日が6月15日で、1年前納を選択した場合

初回の6月分は全額と7月から翌年3月分は（割り引いた金額9ヶ月分）

月末に被保険者を資格喪失した場合は、初回2ヶ月分を全額で納入してもらわなくてなりません。